

# 大井町から転出される方へ



新住所地に住み始めてから14日以内に、新住所地の市区町村に転入届を提出してください。  
 転入の手続きには大井町が発行する「転出証明書」または「マイナンバーカード、住民基本台帳カード」が必要となります。  
 ※転出を取りやめたときは、転出証明書を持参し、大井町役場の町民課で転出取消しの手続きをしてください。

| 手続きが必要な方                        | 大井町での手続き                                                                                                  | 窓口        | 問い合わせ先           | 新住所地での手続き                              |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------|----------------------------------------|
| 印鑑登録をしている方                      | 「印鑑登録証(カード)」をお返しく下さい。                                                                                     | 役場1階<br>② | 町民課<br>85-5006   | 新たに登録をしてください。                          |
| マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方     | 特にありません。<br>※大井町でマイナンバーカードを申請したものの受け取らず転出した場合は新住所地で再申請が必要です。                                              |           |                  | 住所変更の手続きをしてください。                       |
| 国民健康保険に加入している方                  | 「被保険者証」をお返しく下さい。                                                                                          |           | 町民課<br>85-5007   | 新たに加入の手続きをしてください。                      |
| 国民年金に加入している方                    | 特にありません。                                                                                                  |           |                  | 住所変更の手続きをしてください。                       |
| 国民年金を受給している方                    | 特にありません。                                                                                                  |           |                  | 住所変更の手続きをしてください。                       |
| 後期高齢者医療に加入している方                 | 「被保険者証」をお返しく下さい。                                                                                          |           |                  | 新たに加入の手続きをしてください。                      |
| 口座振替を利用している方                    | 転出とともに口座を変更される方は解約の手続きが必要です。                                                                              | 役場1階<br>③ | 税務課<br>85-5008   | 新たに申し込みの手続きをしてください。                    |
| 大井町ナンバーの原付バイク等をお持ちの方            | 廃車の手続きが必要です。<br>※標識交付証明書・ナンバープレート・届出者の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)をお持ちください。                                   |           |                  | 大井町で発行された廃車証明書をご持参の上、新たに登録の手続きをしてください。 |
| 125cc超の二輪車または四輪の軽自動車をお持ちの方      | 四輪車の場合、<br>軽自動車検査協会(TEL: 050-3816-3119)<br>二輪車の場合、<br>神奈川運輸支局(TEL: 050-5540-2038)<br>で変更手続きが必要です。(ともに平塚市) |           |                  | —                                      |
| 町営水道の利用を止める方                    | 水道担当に「給水装置使用中止届」を提出してください。                                                                                | 役場1階<br>⑥ | 生活環境課<br>85-5011 | 新たに登録の手続きをしてください。                      |
| 犬を飼っている方                        | 特にありません。                                                                                                  |           | 生活環境課<br>85-5010 | 「鑑札」を持参して、登録事項変更(転入)の手続きをしてください。       |
| 過去に「大井町三世帯同居等移住定住促進補助金」の交付を受けた方 | 補助金受領後規程の年数の経過前に転出する場合、補助金返還の対象になる可能性があります。企画財政課までご相談ください。                                                | 役場2階<br>⑨ | 企画財政課<br>85-5003 | —                                      |

(市外局番は0465)

| 手続きが必要な方                                            | 大井町での手続き                                                                                                                          | 窓口        | 問い合わせ先            | 新住所地での手続き                                  |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------|--------------------------------------------|
| 小学校・中学校に在学している<br>児童・生徒がいる方                         | (教育総務課での手続き)<br>区域外就学、指定校変更に該当する方は手続きが必要<br>な場合がありますので、窓口までお越しください。<br>(学校での手続き)<br>これまで通われていた学校にて「在学証明書・教科書<br>給与証明書」をお受け取りください。 | 役場1階<br>⑤ | 教育総務課<br>85-5015  | 「在学証明書・教科書給与証明書」を<br>新たに通われる学校へご提出ください。    |
| 児童手当を受給している方                                        | 「受給事由消滅届」を提出してください。                                                                                                               | 保健福祉センター  | 子育て健康課<br>83-8012 | 新たに加入手続きをしてください。                           |
| 児童扶養手当を受給している方                                      | 「児童扶養手当変更届」か「転出届」を提出してく<br>ださい。                                                                                                   |           |                   | 新たに加入手続きをしてください。                           |
| 特別児童扶養手当を受給している方                                    | 「特別児童扶養手当変更届」か「転出届」を提出し<br>てください。                                                                                                 |           |                   | 新たに加入手続きをしてください。                           |
| 保育園に入園しているお子様がいる方                                   | 「退所届」を提出してください。                                                                                                                   |           |                   | 改めて入園の手続きをしてください。                          |
| ③ 福祉医療証をお持ちの方                                       | ③ 福祉医療証」をお返してください。                                                                                                                |           |                   | 新たに加入手続きをしてください。                           |
| ④ 福祉医療証をお持ちの方                                       | ④ 福祉医療証」をお返してください。                                                                                                                |           |                   | 新たに加入手続きをしてください。                           |
| 妊娠中の方                                               | 特にありません。                                                                                                                          |           |                   | 「妊婦健康診査費用補助券」の申請手続きが必要<br>です。              |
| 介護保険の要介護・要支援認定を受けて<br>いる方                           | 「介護保険受給資格証明書」の発行手続きが必要で<br>す。「被保険者証」をお返してください。                                                                                    |           | 福祉課<br>83-8024    | 「受給資格証明書」を提出し、改めて要介護・<br>要支援認定の手続きをしてください。 |
| 65歳以上の方で、介護保険の要介護・<br>要支援認定を受けていない方<br>(事業対象者の方を含む) | 「被保険者証」をお返してください。                                                                                                                 |           |                   | 特にありません。                                   |
| 福祉医療証をお持ちの方                                         | 「福祉医療証」をお返してください。                                                                                                                 |           |                   | 新たに申請の手続きをしてください。                          |

(市外局番は0465)